

第1編

総則

第 1 章

計画の目的及び構成

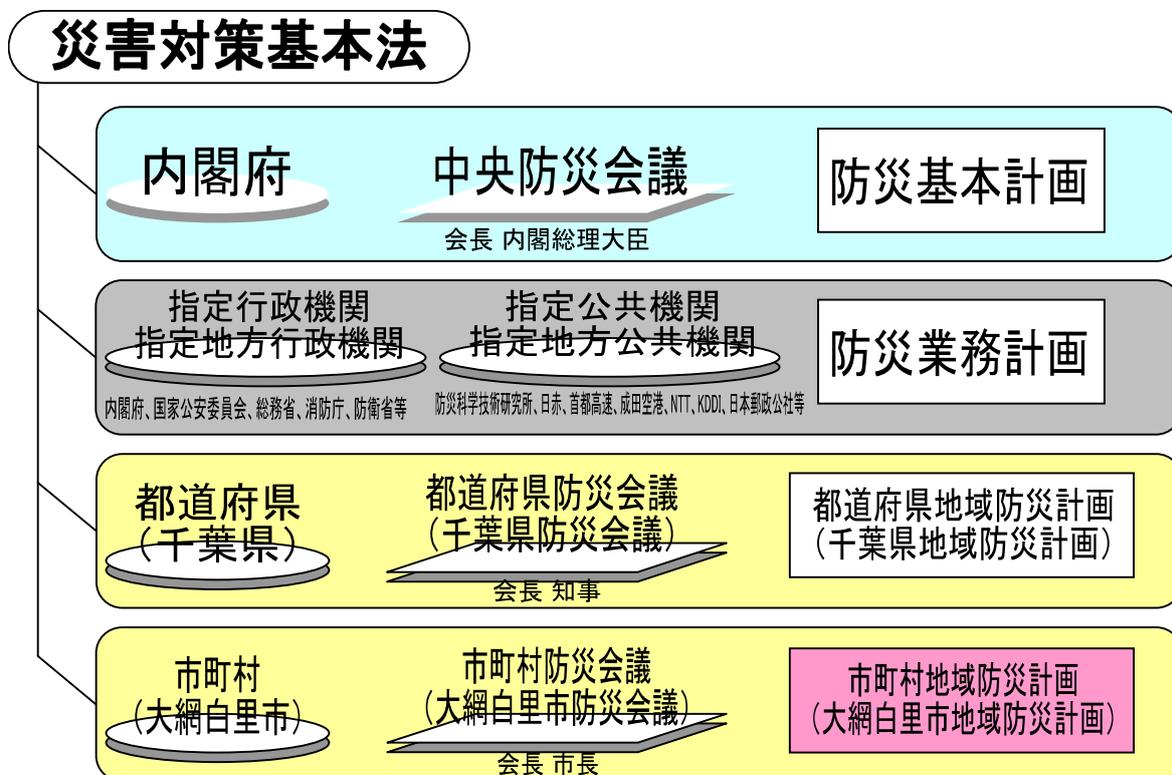
第1節 計画の目的

大網白里市地域防災計画（以下「本計画」という）は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、大網白里市防災会議（以下「防災会議」という。）が策定する計画であり、大網白里市の地域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興対策を実施するにあたり、防災関係機関、住民及び事業所がその全力をあげて、住民の生命、身体及び財産を自然災害や事故災害から守るため、実施すべき事務を定めることを目的とする。

第2節 計画の位置付け

- 1 本計画は、市の地域における災害に関し、市が処理すべき事務又は業務を中心として、防災関係機関が処理する事務又は業務に関する総合的かつ基本的な計画とする。
- 2 本計画は、市及び防災関係機関の責務を明確にするとともに災害に対する事務又は業務の一貫性を図る計画とする。
- 3 本計画は、災害対策基本法第42条第1項の規定に基づき、国の防災基本計画、千葉県地域防災計画、指定行政機関、指定公共機関、指定地方行政機関、指定地方公共機関の防災業務計画及び災害対策基本法その他関係法令と整合のある計画とする。

地域防災計画の位置付け



第3節 計画の構成

本市の特徴の一つとして、西側の丘陵地から中央部の低地を経て東側の海岸線に至る約14kmの細長い地勢をもつことから、地域ごとに災害種別や被害状況も異なってくる。

地域ごとに異なる災害・被害に対処するため、災害の種類に応じた「災害・被害想定」を示すとともに、災害の種類に応じた防災対策を示す必要がある。

こうしたことを踏まえ、本計画は総則をはじめ、次の各編で構成する。

■計画の構成

第1編	総則
第2編	地震対策編（附編 東海地震に係る周辺地域としての対応計画を含む）
第3編	津波対策編
第4編	風水害等対策編
第5編	大規模事故対策編

「第1編 総則」は、計画全般にわたる内容を示している。これまで災害種別の各編ごとの総則で示していた事項を共通事項としてまとめ、統合的に整理したものである。

「第2編 地震対策編」は、地震の揺れによって起こる被害から住民の生命、身体及び財産を守ることを目的に、平時からの災害予防対策及び減災対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧対策の基本をまとめたものである。

また、「附編」として定めている東海地震に係る周辺地域としての対応計画は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づいて指定された地震防災対策強化地域の周辺地域に位置する本市として、東海地震に係る警戒宣言が発令された場合における社会的混乱の発生の防止等を目的としてまとめたものである。

「第3編 津波対策編」は、発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波を基本に、津波による被害を軽減するための対策等について、住民の避難を軸に取りまとめたものである。

「第4編 風水害等対策編」は、集中豪雨や台風、竜巻などに起因する風水害等による被害から住民の生命、身体及び財産を守ることを目的に、平時からの災害予防対策及び減災対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧対策の基本をまとめたものである。

「第5編 大規模事故対策編」は、大規模火災、林野火災、危険物等災害、海上災害、油等海上流出災害、航空機災害、鉄道災害、道路災害、放射性物質事故など大規模な事故災害に特有な予防対策や応急対策について定めたものである。

なお、「第5編 大規模事故対策編」に定めのない事項は、「第2編 地震対策編」に準ずるものとする。

第4節 計画の基本的な考え方

■基本理念

災害の発生を防ぎきることは不可能であるとの基本認識に立ち、災害対策のあらゆる分野で、予防対策、応急対策、復旧・復興対策等の一連の取組を通じてできるだけ被害の最小化を図る一人命が失われないことを最重視し、また経済的被害をできるだけ少なくする「減災」の考え方を徹底することが必要である。このため、『全庁的な防災体制の構築と初動対応の強化』と『自助・共助・公助に基づく地域防災力の向上』、『要配慮者や女性の視点に立った取組』のもとに「減災の視点を取り入れた防災対策の推進」を基本理念として、地域防災計画及びその運用を図る。

基本理念:減災の視点を取り入れた防災対策の推進

1 全庁的な防災体制の構築と初動対応の強化

災害が起きた時、住民の命と財産を守るために、市には確固とした防災体制の構築が求められる。防災対応に必要な組織と設備を備え、職員全員の防災意識を高め、あらゆる面で「減災」の考え方を徹底した全庁的な防災体制の構築を図るものとする。また、災害が起きた直後の対応が防災対策の要であり、「初動対応」の充実を図る。

2 自助・共助・公助に基づく地域防災力の向上

大規模災害においては、市や防災関係機だけでなく家族や地域住民が中心となり、さらに、過去の災害にみるように、常日頃の地域の防災活動の重要性、「家族や住民同士」による助け合い、避難生活等における地域とのつながりによる被災者の支えなど、共助による取り組みが極めて大切であることが示されている。

これらのことから、「住民一人ひとり」「区・自治会、自主防災組織」「事業所」「行政及び防災関係機関」等がそれぞれの役割に応じて分担し、協力して行う「自助・共助・公助」に基づき、地域防災力の向上を図るものとする。

- 自助—自分の命は自分で守ること。災害に対して、まずは自分の身は自分で守ることが一番重要である。また、普段から家族の中で災害について話し合うこともとても大切となる。
- 共助—自分の安全が確保された後に、周りの方と助け合うこと。阪神・淡路大震災でも、一番多くの人命を救ったのは地域の住民である。
- 公助—市役所や警察などによる公的な支援のこと。

3 要配慮者や男女共同参画の視点に立った取組

災害時には、高齢者、要介護認定者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、その他情報の入手、避難の判断又は避難行動を自ら行なうことが困難な者など、災害対応能力の低い避難行動要支援者が犠牲となっている。

また、東日本大震災では、避難所生活における更衣室の設置や女性に必要な物資の配布をはじめとし、様々な場面における女性への配慮の必要性が改めて認識されたところである。

被災時における男女のニーズ等の違い等、男女双方の視点に配慮した災害対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図るものとする。

■運用の指針

基本理念の実現に向けて、以下に基づき地域防災計画の運用を図る。

① 備え、迅速に取り組む	<ul style="list-style-type: none"> ・ 迅速に活動体制を整える ・ 情報を把握し一刻も早く伝達する ・ 直ちに応援を要請して受け入れる ・ 役割に応じた活動の場を用意する ・ 災害が起こる前の準備を整える
② 危険を回避し安全を確保する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主的に避難行動をおこす ・ 避難所に集まり協力して運営する ・ 要配慮者を把握し先んじて支援する ・ 情報を提供し安全な行動を促す ・ 施設とその利用者を守る
③ 体と心を守り命をつなぐ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難生活に必要なものを確保し供給する ・ 健康を維持できる環境をつくる ・ 傷病に対処し助けられる命を救う ・ 被災現場で緊急活動を展開する ・ 身元を確認し家族に返す
④ 被災前の生活を回復させる	<ul style="list-style-type: none"> ・ ライフラインを早期に復旧させる ・ 暫定的な居住の場を提供する ・ 子どもたちを育む場をとりもどす ・ 必要な支援を実行し、復興を目指す

また、運用にあたって、以下を重点として、施策に取り組む。

① 庁内体制の強化	⑤ 応援要請
② 情報収集と伝達	⑥ 公共施設対策
③ 避難所運営・物資供給	⑦ 要配慮者対策
④ 災害医療・保健衛生	⑧ 地域防災力

第5節 計画の修正と公表

防災会議は、災害対策基本法第42条の規定に基づき本計画に毎年検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに修正を行い、千葉県知事へ修正内容を報告し、その要旨を公表しなければならない。

また、災害対策基本法第42条の2第1項に基づき、地区居住者等から、防災会議に対し、自助・共助による自発的な防災活動を促進するため、地域防災計画に地区防災計画を定める提案(以下「計画提案」という。)が行われた時は、防災会議は、当該計画提案を踏まえて本計画に地区防災計画を定める必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定めることとする。

なお、防災会議の委員等は、自己の所属する防災機関等が関係する防災対策等の見直しを行い、修正案を防災会議（事務局：安全対策課）へ提出することとする。

第2章

減災に向けた役割分担

第1節 市及び防災関係機関の 処理すべき事務又は業務の大綱

第1 大網白里市

1 大網白里市

- (1) 災害警戒本部及び災害対策本部に係る配備体制並びに役割等に関すること
- (2) 災害情報の収集及び伝達並びに避難指示等の発令に関すること
- (3) 避難所の開設及び運営並びに避難誘導に関すること
- (4) 防災に関する物資及び資機材の備蓄並びに整備に関すること
- (5) 食料及び生活必需品等の確保及び供給に関すること
- (6) 応急給水に関すること
- (7) 災害医療・保健衛生・防疫対策等に関すること
- (8) 遺体の保存、検案、埋火葬等に関すること
- (9) 行方不明者の捜索及び身元不明の遺体等に係る情報の整理及び公開に関すること
- (10) 被害状況の調査及び諸証明の発行に関すること
- (11) 災害救助法に基づく被災者の救助、保護に関すること
- (12) 義援金、災害見舞金、各種減免、猶予、現物支給、仮設住宅の供与及び住宅の応急修理等の申請並びに生活資金等の相談窓口に関すること
- (13) 応急仮設住宅（恒久仮設住宅含む）の設置及び維持管理に関すること
- (14) 緊急輸送路及び緊急輸送の確保に関すること
- (15) 自衛隊や消防機関等の応援要請に関すること
- (16) 国・県・公共機関等への職員の派遣要請に関すること
- (17) 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の職員の斡旋依頼に関すること
- (18) 災害廃棄物処理に関すること
- (19) 避難行動要支援者及び特別な配慮を必要とする要配慮者への支援に関すること

- (20) 福祉避難所の指定等に関する事
- (21) 市の公共の建物、公営ガス、下水施設、道路等に関する事
- (22) 水道、電気、通信、公共交通機関、金融機関などの被災状況等（復旧・運用状況含む）の情報収集及び周知に関する事
- (23) ボランティアセンターとの調整に関する事
- (24) 文教・保育施設の被災情報及び機能維持に関する事
- (25) 被災児童・生徒等への学用品等の調達及び支給に関する事
- (26) 文教・保育施設及び集客施設等における帰宅困難者対策に関する事
- (27) 復旧・復興に向けた体制整備、計画の立案及び推進に関する事
- (28) 防災意識及び地域防災力の向上並びに防災訓練の実施に関する事

2 大網白里市消防団

- (1) 消火活動および救助活動の実施に関する事
- (2) 地域住民の避難誘導の実施に関する事
- (3) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害状況の把握に関する事

第2 一部事務組合

1 山武郡市広域水道企業団

- (1) 水道施設の防災対策及び災害時の応急給水に関すること
- (2) 水道施設の被害調査及び災害復旧に関すること

2 山武郡市広域行政組合消防本部

- (1) 消防に関すること
- (2) 被災者の救出及び避難に関すること

3 東金市外三市町清掃組合

- (1) 災害時における廃棄物処理に関すること
- (2) 災害時における防災活動に関すること

4 山武郡市広域行政組合（環境アクアプラント）

- (1) 災害時におけるし尿処理に関すること
- (2) 災害時における防災活動に関すること

5 山武郡市広域行政組合（山武郡市広域斎場）

- (1) 災害時における火葬に関すること
- (2) 災害時における防災活動に関すること

第3 千葉県

1 千葉県

- (1) 千葉県防災会議及び県災害対策本部に関すること
- (2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること
- (3) 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること
- (4) 災害の防除と拡大の防止に関すること
- (5) 災害時における防疫その他保健衛生に関すること
- (6) 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること
- (7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること
- (8) 被災県営施設の応急対策に関すること
- (9) 災害時における文教対策に関すること
- (10) 災害時における社会秩序の維持に関すること
- (11) 災害対策要員の動員、雇上げに関すること
- (12) 災害時における交通、輸送の確保に関すること
- (13) 被災施設の復旧に関すること
- (14) 市町村が処理する事務及び事業の指導、指示及び斡旋等に関すること
- (15) 災害対策に関する自衛隊への派遣要請、国への派遣要請及び隣接都縣市間の相互応援協力に関すること
- (16) 災害救助法に基づく被災者の救助、保護に関すること
- (17) 被災者の生活再建支援に関すること
- (18) 市町村が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の総合調整に関すること

2 山武地域振興事務所

- (1) 市が処理する事務、事業の指導及び斡旋等に関する事
- (2) 災害に関する情報の収集、伝達及び指示に関する事
- (3) 災害救助に関する連絡・調整に関する事
- (4) その他災害の防除と拡大防止に関する事

3 山武土木事務所

- (1) 県の所管に係る河川、道路、橋梁、急傾斜地崩壊防止施設等の土木施設の保全及び防災対策に関する事
- (2) 水防に係る情報の収集、伝達及び指導等に関する事
- (3) 災害時における応急工事の実施に関する事
- (4) 河川、道路等における障害物の除去に関する事

4 山武保健所（山武健康福祉センター）

- (1) 医療施設の保全及び防災対策の指導等に関する事
- (2) 災害時の医療救護に関する事
- (3) 災害時における病院入院患者の医療等の指示調整に関する事
- (4) 防疫その他保健衛生に関する事

5 山武農業事務所

- (1) 農地ならびに農業施設の整備及び保全に関する事
- (2) 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関する事

6 千葉県警察(東金警察署)

- (1) 住民の避難誘導及び行方不明者の捜索ならびに救出救助に関すること
- (2) 交通規制及び緊急交通路の確保に関すること
- (3) 災害情報の収集に関すること
- (4) 被災地、避難所等、危険箇所等の警戒に関すること
- (5) 犯罪の予防、取締りに関すること
- (6) 危険物に対する保安対策に関すること
- (7) 広報活動に関すること
- (8) 自治体等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること
- (9) 遺体(行方不明者)の捜索及び検視に関すること

第4 指定地方行政機関

1 関東管区警察局

- (1) 管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関すること
- (2) 管区内各県警察の相互援助の調整に関すること
- (3) 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関すること
- (4) 警察通信の確保及び警察通信統制に関すること
- (5) 津波警報の伝達に関すること

2 関東総合通信局

- (1) 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること
- (2) 非常時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援に関すること
- (3) 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること
- (4) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること
- (5) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること

3 関東財務局千葉財務事務所

<立会関係>

主務省が行う災害復旧事業費の査定の立会に関すること

<融資関係>

- (1) 災害つなぎ資金の貸付（短期）に関すること
- (2) 災害復旧事業費の融資（長期）に関すること

<国有財産関係>

- (1) 地方公共団体が防災上必要な通信施設等の応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること
- (2) 地方公共団体が災害による著しい被害を受けた小・中学校等の施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること

- (3) 地方公共団体が水防、消防その他の防災に関する施設の用に供する場合における普通財産の減額譲渡又は貸付に関すること
- (4) 災害の防除又は復旧を行おうとする事業者に対する普通財産の売払又は貸付に関すること
- (5) 県が急傾斜地崩壊防止施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付又は譲与に関すること
- (6) 県又は市町村が防災のための集団移転促進事業の用に供する場合における普通財産の譲与等に関すること

＜民間金融機関等に対する指示、要請関係＞

- (1) 災害関係の融資に関すること
- (2) 預貯金の払い戻し及び中途解約に関すること
- (3) 手形交換、休日営業等に関すること
- (4) 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関すること
- (5) 営業停止等における対応に関すること

4 関東信越厚生局

- (1) 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること
- (2) 関係職員の派遣に関すること
- (3) 関係機関との連絡調整に関すること

5 千葉労働局

- (1) 工場、事業所における労働災害の防止に関すること
- (2) 労働力の確保及び被災者の生活確保に関すること

6 関東農政局

- (1) 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること
- (2) 応急用食料・物資の支援に関すること
- (3) 食品の需要・価格動向の調査に関すること
- (4) 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること

- (5) 飼料、種子等の安定供給対策に関する事
- (6) 病虫害防除及び家畜衛生対策に関する事
- (7) 営農技術指導及び家畜の移動に関する事
- (8) 被害農業者及び消費者の相談窓口に関する事
- (9) 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関する事
- (10) 被害農業者に対する金融対策に関する事

7 関東森林管理局

- (1) 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関する事
- (2) 災害復旧用材（国有林材）の供給に関する事

8 関東経済産業局

- (1) 生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事
- (2) 商工鉦業の事業者の業務の正常な運営の確保に関する事
- (3) 被災中小企業の振興に関する事

9 関東東北産業保安監督部

- (1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関する事
- (2) 鉦山に関する災害の防止及び災害時の応急対策に関する事

10 関東地方整備局

<災害予防>

- (1) 防災上必要な教育及び訓練等に関する事
- (2) 通信施設等の整備に関する事
- (3) 公共施設等の整備に関する事
- (4) 災害危険区域等の関係機関への通知に関する事
- (5) 官庁施設の災害予防措置に関する事
- (6) 大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立に関する事

(7) 豪雪害の予防に関すること

<災害応急対策>

- (1) 災害に関する情報の収集、災害対策の助言・協力及び予警報の伝達等に関すること
- (2) 水防活動、避難誘導活動等への支援に関すること
- (3) 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること
- (4) 災害時における復旧資材の確保に関すること
- (5) 災害発生が予測される時又は災害時における応急工事等に関すること
- (6) 災害時のための応急復旧資機材の備蓄に関すること
- (7) 海洋汚染の拡散防止及び防除に関すること
- (8) 災害時相互協力に関する申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関すること

<災害復旧>

- (1) 二次災害の防止に努め、迅速かつ適切な復旧対策の実施に関すること

1 1 関東運輸局

- (1) 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関すること
- (2) 災害時における被害者、災害必要物資等の輸送調整に関すること
- (3) 災害による不通区間における迂回輸送等の指導に関すること
- (4) 災害時における応急海上輸送に関すること
- (5) 応急海上運送用船舶の緊急修理に関すること

1 2 成田空港事務所

- (1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること
- (2) 遭難航空機の捜索及び救助に関すること
- (3) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること

1 3 関東地方測量部

- (1) 災害時における地理空間情報の整備・提供に関すること
- (2) 災害・復旧のための公共測量の指導助言に関すること
- (3) 地殻変動の監視に関すること

1 4 東京管区気象台(銚子地方気象台)

- (1) 気象、地象、水象に伴う災害に対する気象資料の提供に関すること
- (2) 気象、地象（地震にあつては、地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の発表・通報に関すること
- (3) 災害発生時における気象観測資料の提供に関すること

1 5 第三管区海上保安部(銚子海上保安部)

- (1) 海上災害の発生及び拡大の防止に関すること
- (2) 船舶交通の安全、危険を防止し又は混雑を緩和するための船舶交通制限に関すること
- (3) 海上における人命及び財産の保護並びに公共の秩序の維持に関すること
- (4) 海難救助及び天災事変その他救済を必要とする場合における救助に関すること

1 6 関東地方環境事務所

- (1) 有害物資等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること
- (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること
- (3) 放射性物質(2011年3月11日の東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所から放出された放射性物質に限る)による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関すること
- (4) 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること

1 7 北関東防衛局

- (1) 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること
- (2) 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること

第5 自衛隊

<災害派遣の準備>

- (1) 防災関係資料の基礎調査に関すること
- (2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること
- (3) 防災資材の整備及び点検に関すること
- (4) 千葉県地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画に合致した各種防災訓練の実施に関すること

<災害派遣の実施>

- (1) 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関すること
- (2) 災害派遣時の救援活動における防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関すること

第6 指定公共機関

1 東日本電信電話（株）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、ソフトバンク株式会社（電気通信）

- (1) 電気通信施設の整備に関する事
- (2) 災害時における緊急通話の取扱いに関する事
- (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事

2 日本赤十字社千葉県支部

- (1) 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関する事
- (2) 災害救助の協力奉仕団の連絡調整に関する事
- (3) 義援金の募集及び配分に関する事

3 日本放送協会

- (1) 県民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関する事
- (2) 県民に対する災害応急対策等の周知徹底に関する事
- (3) 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関する事
- (4) 被災者の受信対策に関する事

4 独立行政法人水資源機構

- (1) 水資源開発施設（導水路を含む）の新築（水資源機構移行時に着手済みの事業に限る。）又は改築及び維持管理に関する事
- (2) 水資源開発施設の応急対策及び災害復旧に関する事

5 東日本旅客鉄道（株）

- (1) 鉄道施設の保全に関する事
- (2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事
- (3) 帰宅困難者対策に関する事

6 日本通運株式会社（千葉支店）

- (1) 災害時における貨物（トラック）自動車による救援物資及び避難者の輸送の協力に関する事

7 東京電力パワーグリッド株式会社

- (1) 災害時における電力供給に関すること
- (2) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること

8 KDDI（株）、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社(移動通信)

- (1) 電気通信施設の整備に関すること
- (2) 災害時等における通信サービスの提供に関すること
- (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

9 日本郵便株式会社

<災害時における郵便事業運営の確保>

<災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策>

- (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること
- (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること
- (4) 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分に関すること
- (5) 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除に関すること
- (6) 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること

第7 指定地方公共機関

1 両総土地改良区（山武支所）

- (1) 用排水施設の整備・管理や農地の整備に関すること
- (2) 用排水施設の整備・管理や農地の整備の被害調査及び災害復旧に関すること
- (3) たん水の防除施設の整備と活動に関すること

2 公益社団法人 千葉県医師会（山武郡市医師会）

- (1) 医療及び助産活動に関すること
- (2) 医師会と医療機関との連絡調整に関すること

3 一般社団法人 千葉県歯科医師会（山武郡市歯科医師会）

- (1) 歯科医療活動に関すること
- (2) 歯科医師会と医療機関との連絡調整に関すること

4 一般社団法人 千葉県薬剤師会（山武郡市薬剤師会）

- (1) 調剤業務及び医薬品の管理に関すること
- (2) 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること
- (3) 地区薬剤師会との連絡調整に関すること

5 公益社団法人 千葉県看護協会

- (1) 医療救護活動に関すること
- (2) 看護協会と医療機関等会員施設との連絡調整に関すること

6 千葉テレビ放送（株）、（株）ニッポン放送及び（株）ベイエフエム

- (1) 県民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること
- (2) 県民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
- (3) 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること

7 一般社団法人 千葉県トラック協会 及び 一般社団法人 千葉県バス協会

- (1) 災害時における貨物自動車（トラック）及び旅客自動車（バス）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事

8 千葉県道路公社

- (1) 所管道路の保全に関する事
- (2) 所管道路の災害復旧に関する事
- (3) 災害時における緊急交通路の確保に関する事

9 一般社団法人 千葉県エルピーガス協会

- (1) ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関する事

第8 公共的団体

1 JA山武郡市、千葉県農業共済組合わかしお支所、千葉県森林組合北総事業所、九十九里漁業協同組合

- (1) 市が行う農林水産施設関係の被害調査又は応急対策への協力に関する事
- (2) 農林水産物等の災害応急対策の指導に関する事
- (3) 被災農林漁業家に対する融資又は斡旋に関する事
- (4) 農林漁業協同利用施設の災害応急対策及び復旧に関する事
- (5) 農林用資材の確保又は斡旋に関する事
- (6) 漁船の避難、津波警報等の伝達に関する事

2 大網白里市商工会

- (1) 災害時の食料及び物資の供給に関する事
- (2) 市が行う商工業関係被害調査、融資斡旋等の協力に関する事
- (3) 災害時の物価安定への協力に関する事

3 社会福祉法人 大網白里市社会福祉協議会

- (1) 避難行動要支援者及び特別な配慮を必要とする要配慮者への支援に関する事
- (2) 災害時におけるボランティア活動の支援に関する事

4 病院等医療施設

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事
- (2) 災害時における収容者の保護及び誘導に関する事
- (3) 災害時における病人等の収容及び保護に関する事
- (4) 災害時における負傷者の医療及び助産救助

5 金融機関

- (1) 被災事業者等に対する資金の融資に関する事

6 社会福祉施設

- (1) 避難体制の整備及び避難訓練の実施に関する事
- (2) 災害時における入所者の保護及び誘導に関する事

7 危険物取扱施設

- (1) 安全管理の徹底及び防護施設の整備に関する事

第2節 住民及び事業所等の責務

第1 住民

- (1) 自らの生命・身体・財産を守り、被害を最小限に食い止めるため、住宅・建築物等の耐震診断・改修等地震災害の予防を図る。また、食料、飲料水等の備蓄、非常持出品の準備、家具の転倒防止、ガス機器の適切な取扱いなど、各家庭での身近な地震発生時の備えを講じること
- (2) 市及び県が実施する防災対策に協力するとともに、自発的な防災活動に積極的に参加し、過去の災害から得られた教訓の伝承や災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧等に寄与すること
- (3) 住民自らが隣近所、地域で協力し合い、被害を軽減するための行動ができるように、地域コミュニティの形成に努めること

第2 自主防災組織及び区・自治会等の住民組織

自主防災組織及び区・自治会等の住民組織は、共助として地域で協力し被害を軽減するための行動ができるよう、地域コミュニティの形成に努め、災害発生時には以下の対応を行う。

- (1) 防災組織の編成及び任務分担に関すること
- (2) 情報の収集伝達に関すること
- (3) 避難誘導、救出救護に関すること
- (4) 避難所の運営に関すること
- (5) 被災者に対する炊き出し、救援物資配布等の協力に関すること
- (6) 県、市が行なう被害状況調査等の災害対策業務全般への協力に関すること
- (7) 防災に関する知識の普及に関すること
- (8) 備蓄に関すること

第3 事業所

- (1) 事業所における防災対策の充実と従業員の安全の確保に努めるとともに、帰宅困難者への対応を図る。また、地域の防災活動に積極的に参加し、自主防災組織及び区・自治会等の住民組織との連携を図るなど、地域における防災力の向上に協力すること
- (2) 集客施設を保有する事業所は、来場者の安全確保に努めること
- (3) 事業所等は災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)の策定に努めること

第4 ボランティア団体

- (1) 普段から構成員間の連携を密にして活動体制の整備を図るとともに、災害時には行政機関及びボランティアセンター等と協力して迅速な災害支援ボランティア活動を実施すること

第3章

市の概況

第1節 位置及び概況

本市は、千葉県の東部、九十九里平野のほぼ中央に位置し、周囲は、西側に県都の千葉市、北側は東金市、九十九里町、南側は、茂原市、白子町に接しており、東側は太平洋に臨んでいる。

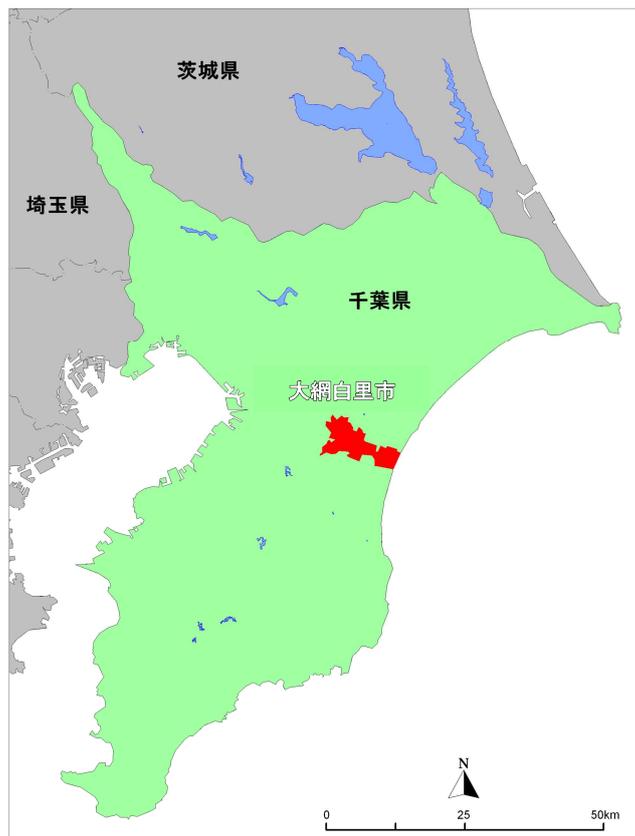
市域は、東西約14km、南北は最長部約7km、最狭部約1kmであり、総面積は58.06km²となっている。

昭和29年12月1日に、大網町、増穂村、白里町の2町1村が合併して大網白里町が誕生し、平成25年1月1日に大網白里市となった。

本市は、漁業と農業を中心に発展してきたが、JRの電化や複線化、自動車道の整備により、九十九里海岸の海水浴客が訪れる観光地帯として発展してきた。

近年は、東京都心から50kmから60km圏域に位置することから、東京都心や千葉市からの郊外型ベッドタウンとして注目され、西部の丘陵地を中心に宅地開発が進んだ他、JR外房線への京葉線の乗り入れが進むなど交通アクセスの向上が図られた。

■大網白里市位置図



第2節 自然環境

第1 地形

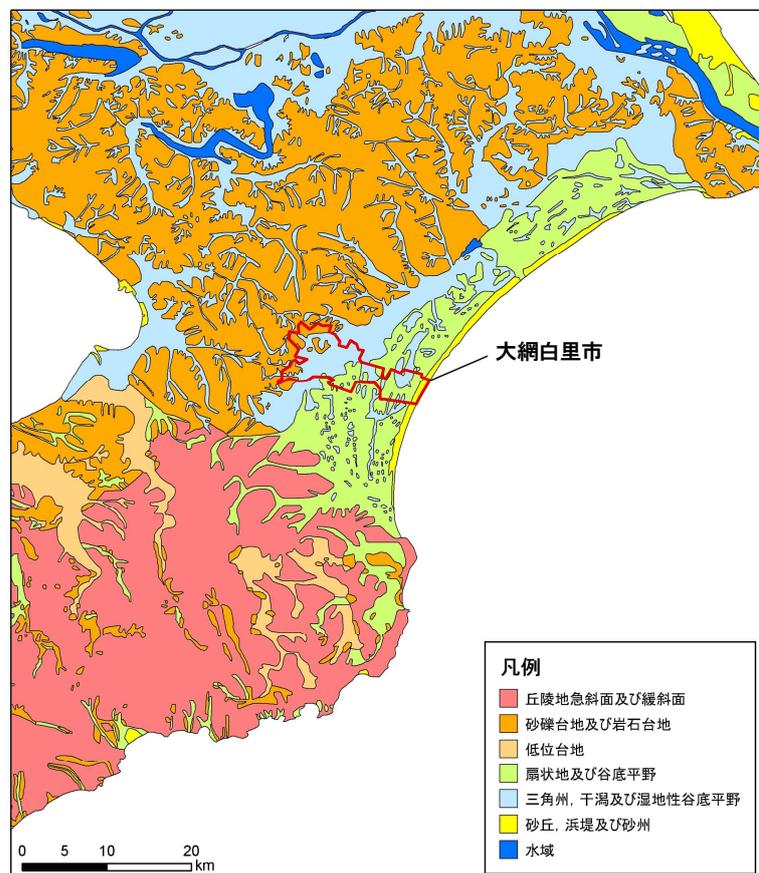
東西約14km、南北最長部約7km(最狭部約1km)と東西に細長い本市(面積58.06km²)は、JR外房線と東金線を連ねる線を境に、地形の概況は東西に2分されている。東は九十九里浜及びそれに続く平地となっており標高は10mに満たない。一方、西は標高10～90mの台地・丘陵地帯(下総台地、上総丘陵・房総丘陵)となっている。

本市の中部から東部は、房総半島北部の延長約60km、幅約10kmの広大な低地である九十九里低地の一部に位置している。九十九里低地は海岸線とほぼ並行して10列以上の砂堤がのびており、それらの間に湿地が分布する。両者の比高は1～2mほどになっており、平野における顕著な地震災害は、液状化や津波による浸水である。また、地震動(あるいは木造建物被害率)も、平野のところで大きくなるといわれている。

台地・丘陵地と平野の境界には崖が分布する。台地・丘陵地及びその縁辺では地震や豪雨による斜面崩壊(崖崩れ)に注意する必要がある。また、近年の宅地造成等に伴う埋立、盛土部分では地震時に地盤の変状などが生じて建物等に被害を及ぼすことがある。

市内を流れる南白亀川と小中川はともに水源を西の丘陵地に発して東流し、長生郡白子町の河口にそそいでいるが、勾配がゆるく年間を通じて流量は少ない。

■地形図



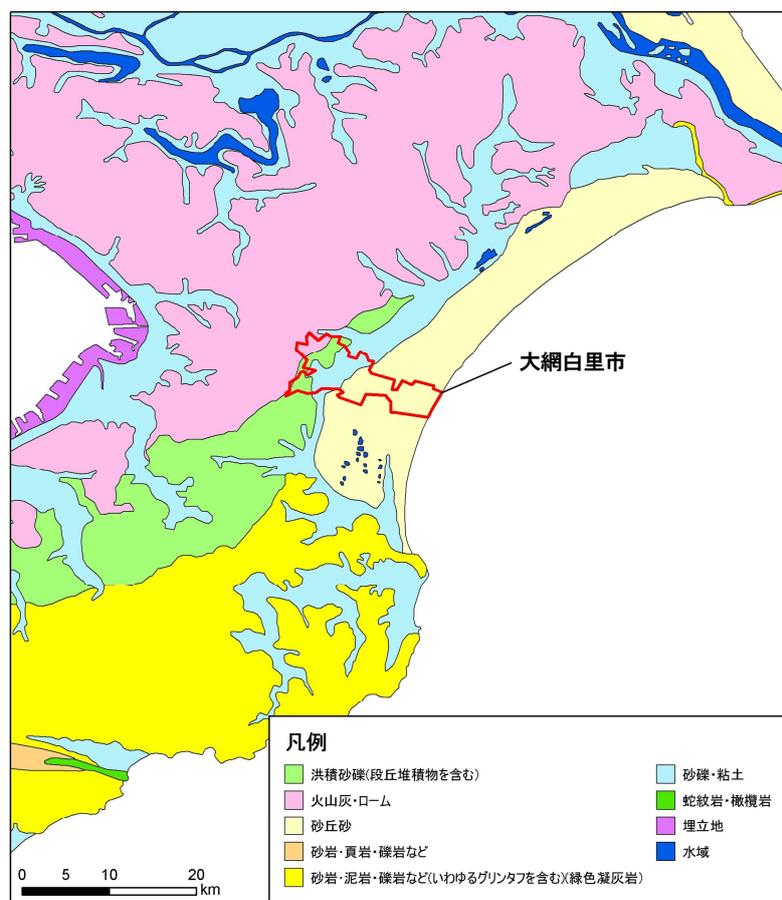
第2 地質

地質も地形分布と同様に、JR外房線と東金線を連ねる線を境に、東西に2分されている。東の平野部は沖積層からなり、西の台地・丘陵地は下総層群、上総層群からなる。

本市西縁部には、下総層群とよばれる40万年前以降に浅海底で堆積した砂層が分布する。その東側に上総層群とよばれる本市内では最も古い約50万年前に浅海底で堆積した砂層が分布する。いずれも、国内の山地に比べれば比較的新しい地層からなり、標高もあまり高くないため浸食も進んでおらず、大規模な急傾斜地を形作っていない。したがって、土石流、大規模崩壊、地滑りなどの大きい土砂災害は起こりにくい環境にある。しかし、両者はともに半固結～未固結の砂層であるため、もろく、台地・丘陵地と平地との境界付近や人工的に作られた崖地では、比高は比較的小さいながらも急な斜面を形作り、もろく、小規模な落石等が起こりやすい。

本市中部から東部における現在の平野は、約6,000年前頃の縄文時代には海岸～浅海底となっていたところで、その後の海面低下及び沿岸流による砂の堆積作用により陸地となった。そのため、海岸線と平行にのびる砂丘列が幾条にもわたってのびており、内陸側ほど古い時代に堆積したものである。

■地質図



第3 気象

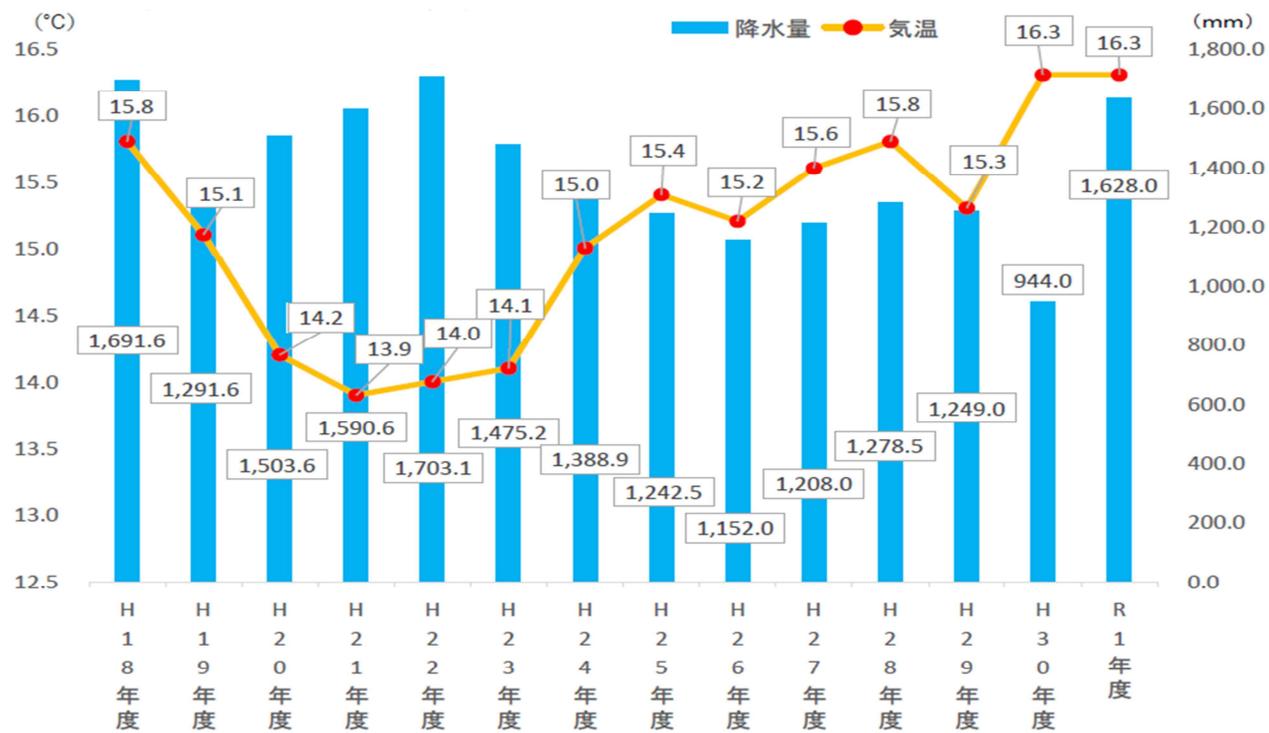
本市の気候は温暖で、平成18年から令和元年の平均気温は 15.1℃、年間降水量は1,381.9mmで冬季の積雪はほとんどない。

■平均気温と降水量

年 度	気 温			降水量 (mm)	平均風速 (m)	平均湿度 (%)	実効湿度 (%)	気圧 (hPa)
	平均	最高	最低					
	(℃)	(℃)	(℃)					
平成 18	15.8	34.2	-2.0	1,691.6	2.5	80.1	80.4	1,010
19	15.1	37.2	-4.0	1,291.6	2.8	76.3	75.9	1,009
20	14.2	33.0	-4.0	1,503.6	2.8	71.7	71.7	1,009
21	13.9	33.0	-6.0	1,590.6	3.1	80.1	79.8	1,009
22	14.0	35.0	-5.8	1,703.1	3.0	77.4	76.9	1,010
23	14.1	35.0	-5.6	1,475.2	2.9	75.9	75.4	1,009
24	15.0	34.0	-3.8	1,388.9	2.8	78.3	77.6	1,005
25	15.4	36.6	-4.1	1,242.5	3.2	79.2	79.2	1,013
26	15.2	36.1	-4.1	1,152.0	3.0	80.0	79.7	1,013
27	15.6	34.8	-2.6	1,208.0	3.1	83.0	82.9	1,013
28	15.8	37.4	-2.4	1,278.5	3.0	83.9	83.8	1,013
29	15.3	33.9	-3.1	1,249.0	3.2	82.3	82.3	1,013
30	16.3	34.8	-2.1	944.0	3.3	82.5	82.5	1,014
令和 元	16.3	36.0	-3.3	1,628.0	2.1	75.1	75.1	1,012
年平均	15.1	35.0	-3.7	1,381.9	2.9	78.9	78.8	1,010

資料：大網白里市

■平均気温と降水量



資料：大網白里市

第3節 社会環境

第1 人口と世帯数

本市の人口と世帯数は、令和2年4月1日現在、49,108人、21,713世帯である。

本市の人口は、昭和29年の大網白里町誕生以来、減少傾向が続いていたが、昭和50年頃から増加に転じている。昭和55年以降は毎年500～600人程度ずつ増加していたが、現在は減少してきている。

一世帯当たりの人口は4年前の平成28年4月1日の2.39人/世帯から令和2年4月1日の2.26人/世帯に減少している。

■人口・世帯数・人口密度

年次	世帯数		人口			面積	
	全世帯	1世帯当人員	総数	男	女	km ²	人口密度(人/km ²)
平成28年	21,028	2.39	50,365	24,951	25,414	58.08	867.16
令和2年	21,713	2.26	49,108	24,136	24,972	58.06	845.81

資料：市民課/各年4月1日現在

令和2年4月1日現在の年齢別人口構成は、65歳以上が32.0%、15歳以上65歳未満が57.4%、15歳未満が10.6%となっている。

平成28年4月1日と比べると、65歳以上が24.8%から32.0%と増加した一方で、15歳未満が11.3%から10.6%に減少し、少子高齢化が進んでいる。

■年齢別人口

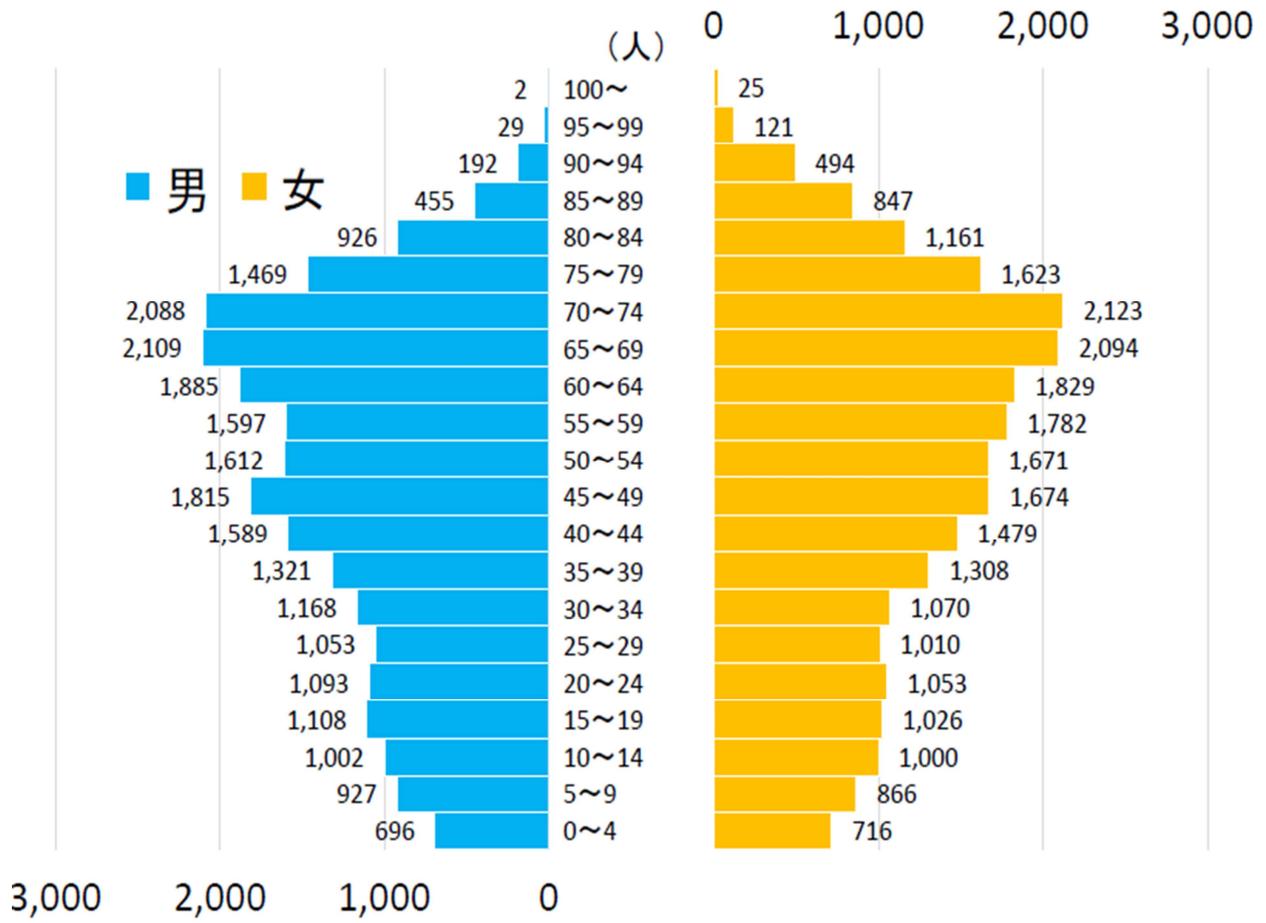
(単位：人、%)

年 齢	平成28年				令和2年			
	人口総数	構成比	男	女	人口総数	構成比	男	女
100～	29	0.1	6	23	27	0.1	2	25
95～99	147	0.3	32	115	150	0.3	29	121
90～94	504	1.0	138	366	686	1.4	192	494
85～89	1,215	2.4	425	790	1,302	2.6	455	847
80～84	1,876	3.7	789	1,087	2,087	4.2	926	1,161
75～79	2,557	5.1	1,224	1,333	3,092	6.3	1,469	1,623
70～74	3,250	6.5	1,596	1,654	4,211	8.6	2,088	2,123
65～69	4,738	9.4	2,413	2,325	4,203	8.6	2,109	2,094
60～64	4,128	8.2	2,082	2,046	3,714	7.6	1,885	1,829
55～59	3,632	7.2	1,840	1,792	3,379	6.9	1,597	1,782
50～54	3,364	6.7	1,610	1,754	3,283	6.7	1,612	1,671
45～49	3,318	6.6	1,636	1,682	3,489	7.1	1,815	1,674
40～44	3,433	6.8	1,802	1,631	3,068	6.2	1,589	1,479
35～39	2,893	5.7	1,472	1,421	2,629	5.4	1,321	1,308
30～34	2,584	5.1	1,319	1,265	2,238	4.6	1,168	1,070
25～29	2,263	4.5	1,196	1,067	2,063	4.2	1,053	1,010
20～24	2,337	4.6	1,246	1,091	2,146	4.4	1,093	1,053
15～19	2,400	4.8	1,220	1,180	2,134	4.3	1,108	1,026
10～14	2,095	4.2	1,076	1,019	2,002	4.1	1,002	1,000
5～9	1,988	3.9	1,006	982	1,793	3.7	927	866
0～4	1,614	3.2	823	791	1,412	2.9	696	716
計	50,365	100.0	24,951	25,414	49,108	100.0	24,136	24,972

資料：市民課/各年4月1日現在

■大網白里市の年齢別人口グラフ

(令和2年4月1日現在)



第2 土地利用

本市は、JR大網駅周辺にまとまった集落があるほかは、低地の十数列ならんだ砂堤に住宅が点在しており、砂堤と砂堤の間の低地は、水田として利用されている。また、海岸部では主要地方道飯岡・一宮線に沿って、まとまった集落が続いている。

なお、西部の丘陵地では、みどりが丘、季美の森等の大規模な住宅団地の開発が行われている。

令和2年1月1日現在の市全体の土地利用比率は、田が1,660ha(28.6%)、畑が881ha(15.2%)、宅地が1,030ha(17.7%)、山林が518ha(8.9%)、池沼、原野、雑種地、その他が1,719ha(29.6%)ある。近年、土地利用は宅地が増加し、田、畑、山林が減少傾向にある。

■地目別土地利用面積

(単位：ha)

年	総数	各年1月1日現在							
		田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
平成 9	5,806	1,794	998	871	35	658	31	293	1,126
10	5,806	1,767	983	926	35	617	30	308	1,140
11	5,806	1,762	982	939	36	613	30	306	1,138
12	5,806	1,752	973	964	36	605	27	307	1,142
13	5,806	1,751	973	964	36	605	27	307	1,143
14	5,806	1,719	940	975	37	543	25	383	1,184
15	5,806	1,717	935	977	37	541	25	382	1,192
16	5,806	1,713	934	980	37	540	25	385	1,192
17	5,806	1,712	932	984	37	540	24	384	1,193
18	5,806	1,708	924	991	37	535	24	389	1,197
19	5,806	1,705	923	996	37	535	24	389	1,197
20	5,806	1,702	917	998	38	535	23	396	1,197
21	5,806	1,701	916	1,002	38	539	23	391	1,196
22	5,806	1,698	915	1,009	38	540	24	385	1,197
23	5,806	1,698	914	1,011	38	540	23	385	1,197
24	5,806	1,698	915	1,014	38	539	23	428	1,151
25	5,806	1,696	915	1,016	38	539	23	429	1,150
26	5,806	1,696	914	1,018	38	537	24	442	1,137
27	5,808	1,695	912	1,019	38	535	24	447	1,138
28	5,808	1,694	909	1,021	38	532	23	452	1,139
29	5,808	1,671	894	1,023	38	521	22	466	1,173
30	5,808	1,662	884	1,026	38	518	22	477	1,181
31	5,808	1,660	882	1,029	38	519	22	477	1,181
令和 2	5,808	1,660	881	1,030	38	518	22	479	1,180

資料：大網白里市/各年1月1日現在

第3 交通

本市を通る主要な道路は、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）、国道128号、主要地方道千葉・大網線、主要地方道山田台大網白里線、主要地方道飯岡・一宮線、九十九里有料道路があり、本市と千葉方面及び九十九里平野部の地方都市とを結んでいる。また、大網白里スマートICにより高速道路網に接続している主要地方道山田台大網白里線は、市内を東西にむすぶ重要な路線である。

■道路・鉄道網図



第4 ライフライン

本市の上水道は、山武郡市広域水道企業団によって供給されており、令和元年度の給水人口は47,621人である。

■上水道普及状況

給水区域内人口（人）	給水人口（人）	普及率（％）
47,872	47,621	99.5

資料：大網白里市/令和元年度

下水道は、平成3年度に一部供用を開始し、令和2年3月31日現在の整備状況は、計画区域597.1ha、整備済区域522.2ha、整備率は87.5%となっている。

■下水道整備状況

区 分	計画区域	整備済区域	整備率
実 績	597.1 h a	522.2 h a	87.5%

資料：大網白里市/令和2年3月31日現在

ガスは、地下に埋蔵されている天然ガスを利用して、市営事業として昭和39年から供給している。令和元年度の供給戸数は11,929戸、使用量は7,106,697m³である。

■市営ガス供給戸数および使用量

(単位：戸：m³)

総 数		家 庭 用		商 業 用		工 業 用		そ の 他	
戸数	使用量	戸数	使用量	戸数	使用量	戸数	使用量	戸数	使用量
11,929	7,106,697	11,547	6,096,865	220	348,983	17	94,117	145	566,732

資料：大網白里市/令和元年度

注) 各数は各年度3月検針時の調定戸数、使用量は年度合計

電力は、東京電力株式会社によって供給されている。

電話は、東日本電信電話株式会社によって供給されている。